

2008年9月6日

日本コミュニケーション障害学会  
研究に関する倫理ガイドライン

本ガイドラインは、コミュニケーション過程に関わる基礎的研究およびその障害に関わる診断・評価方法、原因および実態の理解、生活の質の向上を目指す支援方法などの検討を目的とする研究であって、人を対象とするものについて、倫理的な指針を示す。

### 1. 説明と同意

- ・ 本学会の会員は、コミュニケーションやその障害にかかわる活動を行う場合、研究協力者に対して研究の内容および方法等を説明し、理解を求めた上で、原則として書面により同意を得なければならない。
- ・ 研究協力者が年少者であったり、身体的機能等の制約により本人から十分な理解と了解を得ることが困難な場合には、研究協力者の代理人（保護者等）から原則として書面により同意を得なければならない。
- ・ 一旦同意し、参加を開始しても、その途中で協力の中断あるいは放棄ができることを事前に説明しなければならない。
- ・ なお、質問紙による集団調査や郵送による研究も考えられるため、書面による同意を得るよう最大限の工夫や努力を求める意味で「原則」とする。
- ・ 事前に研究目的の詳細を伝えることが研究の妥当性を損ねる場合には、事後に説明を行い、了承を得るものとする。

### 2. 研究者の責務

- ・ 研究者は、研究の過程や結果の公表にあたり研究協力者に不利益を生じたり、心理的・身体的危害を与えてはならない。
- ・ 研究者が指導者的立場にある場合、それを利用して必要以上に個人のプライバシーを侵したり、研究への参加を強要してはならない。

### 3. 個人情報の管理と公表に伴う責任

- ・ 研究者は、同意の得られた目的に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- ・ 研究の過程で得られた個人情報は、他者に漏れないよう厳重に保管・管理しなければならない。
- ・ 研究の結果を公表する際には、研究協力者が特定されることのないよう配慮しなければならない。万一、研究対象者が特定できないようにすることが困難な場合は、同意を得なければならない。